



国住昇第8号
平成30年6月29日

(一社) 日本マンション管理士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

昇降機等事故調査室長



エレベーターの適切な維持管理について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成28年11月8日に青森県弘前市内で発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

国土交通省では、製造業者等に対し、別添のとおり通知を行い、当該事故の再発防止対策を求めているところです。

また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月)の第二章第1第2項において、昇降機の所有者に対し、保守点検業者に保守・点検を委託する場合、保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を閲覧させ、又は貸与することを求めているところです。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記の点に留意し、昇降機の適切な維持管理がなされるよう周知願います。

記

別添の第2項のとおり、エレベーター製造業者等より、部品交換に関するマニュアル等の提供を受けた場合は、保守・点検を委託している保守点検業者に閲覧させ、又は貸与すること。

なお、保守・点検に関する契約時に、エレベーター製造業者等から既にマニュアル等の提供を受けていながら、保守点検業者に閲覧・貸与していなかった場合において、マニュアル等のとおり部品交換がされていないものがあれば改修すること。

※当該報告書の掲載先

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000732.html

国 住 昇 第 7 号
平成 30 年 6 月 29 日

(一社) 日本エレベーター協会会長 殿
(一社) 日本エレベーター保守協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

エレベーターのブレーキ回路における安全確保について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成 28 年 11 月 8 日に青森県弘前市内で発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

当該報告書では、事故原因として、リレーの接点を OFF する際に発生するサージ電圧により、リレー内部の開閉機構部に硝酸が発生し、ブレーキリレーの接点の開閉動作が妨げられたことで、ブレーキが開放された状態が継続したためと指摘され、サージ電圧により発生する硝酸が与える影響の周知、部品交換に関する技術情報の確実な提供、フェールセーフ設計の重要性の周知等の対応を求めています。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記のとおり周知徹底するようお願いいたします。

記

1. サージ電圧によりリレー内部に発生する硝酸が与える影響について

電磁接触器及びリレー（以下、「リレー等」という。）の接点によって誘導負荷を遮断する場合、接点間に発生するサージ電圧により、リレー等の内部の開閉機構部に硝酸が発生し、リレー等の接点の開閉動作が妨げられる可能性があることについて十分留意すること。当該報告書の事故機と同様な接点引きはがし力の弱い小型リレーを使用している場合は、特に留意すること。

2. 部品交換に関するマニュアル等の作成の徹底について

製造業者等^(注1)が交換基準を定めた部品において、所有者及び管理者（以下、「所有者等」という。）に対し、マニュアル等^(注2)により交換基準を示していない場合、又は、部品交換時に作業指示等^(注3)が必要にも関わらず、部品交換に関するマニュアル等が作成されていない場合については、マニュアル等を作成し、